

JNSA電子署名WG秋祭り、オクトーバーフェスト！
LT その1

電子署名法は裁判のための法律です

2016年10月26日
五番町法律事務所
弁護士 宮内 宏

契約書はなぜ作るのか

- 多くの契約は、契約書がなくても(口頭でも)成立する(保証契約, 定期借地契約, 定期借家契約など契約書が必要なものもある)。
- では、なぜ契約書を作るのか
- 紛争になったときに証明すべきこと
 - 契約したという事実
 - 契約内容
- こういう事実を証明するための証拠として、契約書を作る。
- 契約書の末尾に「本契約の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙双方記名押印の上各1通を保存する」と書かれているのを見たことのある人も多いと思う。

電子署名の効果は何か

- いわゆる Non-Repudiation(否認防止)が電子署名(digital signature)の効果ではあるが…。
- ちゃんとした電子証明書に基づく電子署名なら,
 - 電子署名に関する本人による作成が証明できる。
 - 署名対象文書の非改ざん性(署名時から変更がないこと)が証明できる。
- これらの効果が訴訟でどう扱われるか,を規定しているのが電子署名法である。

紙の文書の証拠提出の条件

■民事訴訟に文書を証拠として提出する場合の条件が、民事訴訟法に規定されている。

※「真正な成立」というのは、その文書の名義人(作成者とされる人)が、その人の意思で作成したことをいう。

※「推定」は、反論がない限り、裁判でそのように扱うということを用いる。

(文書の成立)

第二百二十八条 文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。

2 文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるべきときは、真正に成立した公文書と推定する。

3 公文書の成立の真否について疑いがあるときは、裁判所は、職権で、当該官庁又は公署に照会をすることができる。

4 私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。

5 第二項及び第三項の規定は、外国の官庁又は公署の作成に係るものと認めるべき文書について準用する。

電子署名法による真正な成立の推定 (電子署名の推定効)

- 電子文書については、一定の条件を満たす電子署名があれば、真正な成立が推定される(推定効)。

電子署名法3条

電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの(公務員が職務上作成したものを除く。)は、当該電磁的記録に記録された情報について**本人による電子署名**(これを行うために**必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるもの**に限る。)が行われているときは、**真正に成立したものと推定する**

つまり、「秘密鍵等を適正に管理することにより、他人には署名が出来ないようにしている電子署名」であって「本人による」電子署名がついていれば、電子文書の真正な成立(本人が作成したこと)が推定される。

→ 本人が行った電子署名かどうかは、「電子証明書」を用いて証明する。

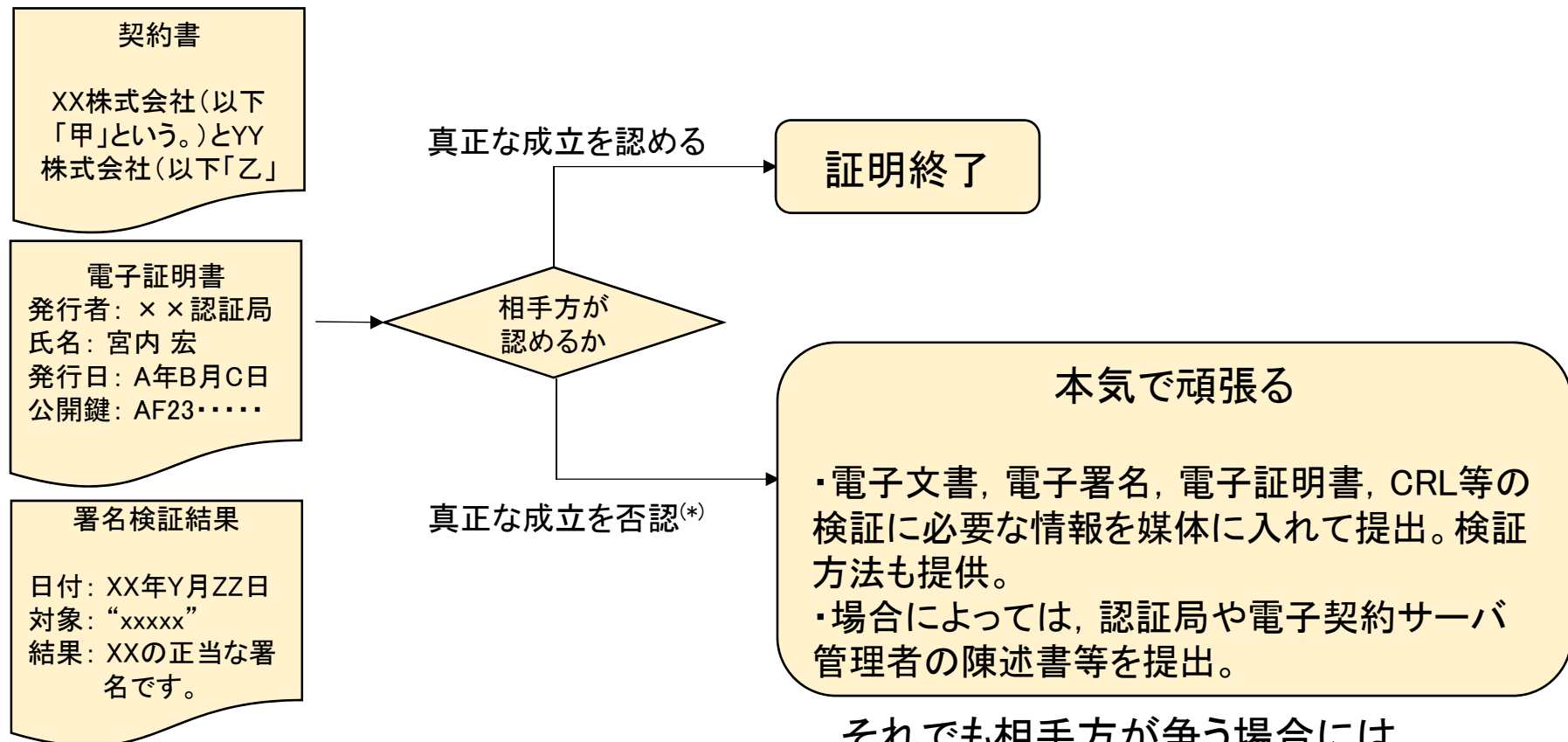
何のために電子署名をするのか

- ちゃんとした電子署名がついていれば、真正な成立（文書の作成者とされる人＝本人が、本人の意思で作成したこと）が推定される。
- これが推定されれば、証拠として提出できる。（厳密に言えば「形式的証拠力を持つ」ということ）。
- 電子署名がないと、本人による電子文書の作成を、直接証明する必要がある。これは、なかなか大変そう。
- ただし、電子署名があっても、電子証明書発行時の本人確認がいい加減だとか、「スキ」があると、そこを突かれて、真正な成立を証明しそこなうおそれがある。

どんな電子署名を使うべきか

- 認定認証業務のものを使えば、裁判で証明しそこなう可能性は低い。
- 特定認証業務だと、本人確認をちゃんとやったか、などのいちゃもんをつけられる可能性があり、証明が複雑になる。証明に失敗するリスクが増える。
- ID-PWによりログインし、システムで管理するものだと、推定効をつかわずに真正な成立を証明することになり、証明はかなり大変そう。証明失敗のリスクは大きい。
- 用途(契約書の重要性)により、証明失敗のリスクは異なる。そのリスクの大きさに応じて、適切なものを使えばよい。
- ※ 印鑑でも、実印、銀行登録印、その他の印を使い分けているはず。電子署名も同じように考えるべきだということ。

裁判になったらどうするか



まずは文書内容, 署名検証結果,
電子証明書などをプリントアウトして
紙で提出してみる

それでも相手方が争う場合には,
民事訴訟法にもとづく検証や鑑定などを
実施することになるだろう。

(*) 真正な成立を否認する場合には理由を明らかにしなければならない(民訴規則145条)